

ご利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 Custodiem（以下「当社」といいます。）の暗号資産取引所その他の当社が提供するサービスのご利用に関し、ユーザーの遵守すべき事項及び当社とユーザーとの間の権利義務関係を定めるものです。

第1条（適用）

1. 本規約は、本サービス（第2条に定義します。以下同じ。）の利用に関する当社とユーザー（第2条に定義します。以下同じ。）との間の権利義務関係を定めることを目的とし、ユーザーによる本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 当社が当社ウェブサイト（第2条に定義します。以下同じ。）上で随時掲載する本サービスに関する取引ルール、暗号資産現物取引説明書、暗号資産関連店頭デリバティブ取引説明書、プライバシーポリシー、注意事項その他の各規程等（以下「各規程等」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。なお、本規約の内容と当社ウェブサイト上で随時掲載する各規程等の内容が異なる場合、当社ウェブサイト上で随時掲載する各規程等の内容が優先して適用されるものとします。
3. ユーザーは、本規約の内容に同意したうえで、当社所定の方法により、本サービスの利用登録を行い、本サービスを利用するものとします。

第2条（定義）

1. 本規約において使用する以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（これらの権利を取得し、又はこれらの権利につき登録等を出願する権利を含みません。）を意味します。
 - (2) 「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「custodiem.com」又はである当社が運営するウェブサイト（サブドメインを含み、また、理由を問わず当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。
 - (3) 「ユーザー」とは、第3条に基づき本サービスの利用者としての登録がなされた個人又は法人を意味します。
 - (4) 「本サービス」とは、当社が別途定める暗号資産（以下「暗号資産」といいます。）の売買に関するサービス、ユーザー間で暗号資産の売買をする場を提供するサービス、これに関してユーザーの当社が別途定める法定通貨（以下「金銭」といいます。）又は暗号資産の管理をするサービス、その他関連サービス（理由を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。

- (5) 「ユーザー口座」とは、ユーザーが保有する暗号資産及びユーザーが本サービスを利用して取引をするための金銭を当社が管理するために、当社所定の方法により開設した取引口座を意味します。
- (6) 「利用契約」とは、第3条第3項に基づき当社とユーザーの間で成立する、本規約の諸規定に従った本サービスの利用契約を意味します。
- (7) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します
- (8) 「外国の政府等における重要な地位」とは、外国における以下のいずれかの地位を意味します。
- ・ 国家元首
 - ・ 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - ・ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - ・ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ・ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ・ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚、副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
 - ・ 中央銀行の役員
 - ・ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
- (9) 「外国政府等の重要な公人 (Politically Exposed Persons) 等」とは、外国の政府等における重要な地位にある方、及び過去に外国の政府等における重要な地位にあった方を意味します。
- (10) 「親族」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。以下において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの方以外の配偶者の父母及び子を意味します。

第3条（登録）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約に同意した上で、当社所定の情報（以下「登録情報」といいます。）を当社所定の方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用登録を申請するものとします。
2. 当社は、当社所定の基準及び手続（取引時確認の手続を含みます。）に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知し、この通知により登録希望者のユーザーとしての登録は完了したものとします。
3. 前項に定める登録の完了時に、本規約の諸規定に従った本サービスの利用契約がユーザーと当社の間で成立するものとし、ユーザーは本サービスを当社所定の方法で利用することができるようになります。

4. 当社は、第1項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。
 - (1) 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (2) 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき、当社所定の方法で確認ができない場合
 - (3) 当社による本条第2項の通知を受け取ったことを確認することができない場合
 - (4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人のいずれかである場合、または任意後見監督人の選任により任意後見が開始されている場合
 - (5) 80歳以上である場合
 - (6) 反社会的勢力等である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとして当社が判断した場合
 - (7) 日本国内に居住していない場合
 - (8) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合
5. 第2項に定める登録の完了後、関連法令所定の取引時確認が必要な場合その他当社が必要と認めた場合は、再度、ユーザーに対し、当社が指定する必要書類の提出を求めることがあります。これらの必要書類の提出がない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、ユーザーがあらかじめ届け出た住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、及びユーザーがあらかじめ届け出た電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。）、当社は、当社の判断に基づき、当該ユーザーとの取引の全部若しくは一部を停止し、又は登録を抹消することがあります。この場合であっても、既に行われた取引は有効であり、これにより生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。
6. 第2項の定めにより登録希望者がユーザーとしての登録を認められなかった場合でも、当社は、当該登録希望者にその理由を明らかにする義務を負わないものとします。またこの場合、当社は、登録希望者から受領した書類等を返還する義務を負わないものとします。
7. 本規約に基づく登録は、当社の提供する本サービスの利用に関する登録となります。ユーザーが株式会社 Custodiemその他の他社の提供する暗号資産取引所その他のサービスを利用するためには、当該他社の所定の方法により、当該他社に対して登録を行う必要があります。

第4条（登録情報の変更）

ユーザーは、登録情報に変更があった場合は、遅滞なく、当社所定の方法により、当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。

第5条（外国政府等の重要な公人に係る条項）

1. ユーザーは、次の各号のいずれかに該当し、又は該当することとなった場合、必ずその旨を当社に届け出るものとします。
 - (1) 外国政府等の重要な公人（Politically Exposed Persons）等
 - (2) 外国政府等の重要な公人（Politically Exposed Persons）等の親族
2. ユーザーは、前項の届出事項に変更があった場合、遅滞なく当社に対して、届け出るものとします。

第6条（ログイン ID 及びパスワード等の管理）

1. ユーザーは、自己の責任において、当社のログイン ID、パスワード及び API トークン（なお、API トークンは、ユーザーが当社に対しその付与を求めた場合に限り、ユーザーに対して付与されます。）を登録、管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. 当社は、当社ウェブサイトへのログイン時又は本サービス利用時に入力されたログイン ID 及びパスワード等と、あらかじめ設定されたログインID及びパスワード等とを照合し、その一致を確認することで取引時確認を行うものとします。かかる取引時確認によりお客さまを正当な利用者とはみなして取扱いを行った場合は、当該ログインID及びパスワード等の偽造、変造、盗用又は不正使用その他の事故があっても、当社は当該取扱いに係る取引を有効なものとはみなしません。
3. ログインID、パスワード又は API トークンの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はユーザーが負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
4. ユーザーは、ログインID、パスワード又は API トークンが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第7条（料金及び支払方法）

1. ユーザーは、本サービスの利用にあたって、当社が別途定める取引ルール等に定めるサービス利用料、手数料等の料金を、お支払いいただくものとします。
2. ユーザーが前項の料金の支払を遅滞した場合、ユーザーは年 14.6%（1 年に満たない期間は日割計算によります。）の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
3. ユーザーは、本規約において別途定める場合を除き、当社がユーザーに対して負担する債務とユーザーが当社に対して負担する債務とを相殺することができないものとします。
4. 本契約に基づく支払は、原則として、日本円によるものとし、ユーザー口座から引き落とす方法により行うものとします。但し、当社が別途定める場合には、暗号資産をユーザー口座から引き落とす方法による料金の支払を要する場合があります。

第8条（ユーザー口座）

1. ユーザーは、第3条に定める登録手続の完了により、ユーザー口座を保有します。ユーザーは、ユーザー口座を保有することにより、本サービスを利用した取引並びに暗号資産及び金銭の管理をすることができます。但し、当社は、合理的理由に基づき、ユーザー口座内の暗号資産又は金銭が犯罪収益に関するものであると判断した場合には、当該ユーザー口座を凍結することができるものとします。
2. ユーザーは、本サービスを利用して取引を行うことを目的として、当社指定の銀行口座に対する振込手続及び当社所定の方法により、ユーザー口座への入金を行うことができるものとします。また、ユーザーは、当社所定の方法により、ユーザー口座への暗号資産の入庫を行うことができるものとします。なお、入金及び暗号資産の入庫は、ユーザーの振込その他の手続の完了時点ではなく、当社がその入金又は暗号資産の送信を合理的に認識し得る時点をもって預託されたものとします。
3. 当社は、ユーザーの要求により、当社所定の方法に従い、ユーザー口座からの金銭の出金又は暗号資産の出庫に応じます。ユーザーは、自己の責任において金銭の振込先銀行口座（ユーザー本人名義の銀行口座に限ります。）又は暗号資産の送信先を指定することとし、当社は、ユーザーの指図に従って当該銀行口座又は送信先に入金又は暗号資産の送信を行った場合には、かかる金銭又は暗号資産について一切の責任を免れます。また、当社は、ユーザーが提供した振込先又は送信先の情報の正確性及び有効性について、一切責任を負いません。
4. 合理的な理由に基づき当社が別途通知した場合を除き、前項の金銭の出金又は暗号資産の出庫には、依頼日から原則として、金銭の出金については2銀行営業日、暗号資産の出庫については当社が指定する受付時間及び処理時間に従うものとします。但し、出金又は出庫の依頼にかかわらず、ユーザー口座内の金銭又は暗号資産に不足が発生している場合には、当社は、当該出金又は出庫の依頼を取り消すことができるものとします。
5. ユーザーよりお預かりした金銭が、長期間に渡り暗号資産購入のために使用されない場合には、当社は、ユーザーに通知したうえで、ユーザーの承諾を得ることなく、当該金銭について、第8条第3項に基づきユーザーが指定した振込先預金口座に振込んで払戻しをすることができるものとします。
6. 当社は、ユーザーよりお預かりした金銭及び暗号資産について、資金決済に関する法律（平成21年6月24日法律第59号）（以下「資金決済法」といいます。）第63条の11第1項及び第2項に従い、以下の方法により当社の金銭及び暗号資産と分別して管理するものとします。

(1) 金銭の分別管理方法

利用者区分管理信託として、当社の金銭と分別して管理を行います。利用者の金銭を信託する信託会社等の商号は以下のとおりです。

信託会社等名： SBIクリアリング信託株式会社

(2) 暗号資産の分別管理方法

利用者の暗号資産はセグリゲーションアドレスにおいて管理し、当社の暗号資産とブロックチェーン上においても分別して管理を行います。また、当社が取り扱う暗号資産の100%を、利用者分と当社分が区分されたコールドウォレットにて保有します。

秘密鍵は物理的にネットワークから遮断されたオフライン環境のPCに保存されており、権限を持った限られた管理者のみがアクセスすることができるセキュリティ内の耐火金庫にて保管されています。

7. 当社は、フォーク（ハード、ソフト、ベルベットなどのフォークの種類を問いません。）がなされることにより新規の暗号資産が生じる場合、当該暗号資産につき、ユーザーに対する付与、分別管理その他のサポートを行う義務を負うものではありません。なお、当該暗号資産にかかる流通上の安全性等につき確認を行った後、当社の判断により、当該暗号資産をユーザーに付与する場合があります。フォークが発生する場合には、その都度ユーザーの資産保護、利便性確保の観点及び当社におけるシステム開発の状況等を鑑みて、当社ウェブサイト等で業務の一時停止措置の有無や当該暗号資産の取扱等の対応方針について情報を開示します。また、暗号資産関連店頭デリバティブ取引におけるフォークにかかる暗号資産の建玉の権利調整についても同様に、当社が対応方針を決定の上、当社ウェブサイト等で情報を開示します。

第9条（受取証書の発行）

1. ユーザーは、当社がユーザーから金銭又は暗号資産を受領したときに交付する書面に代えて、暗号資産交換業に関する内閣府令第22条5項に規定する事項（以下「受取証書記載事項」といいます。）を電磁的方法により提供を受けとることについて承諾します。
2. 当社は、ユーザーのメールアドレス宛に受取証書記載事項を記載したメッセージを送信します。但し、ユーザーが当社に届け出ているメールアドレスが携帯電話又はスマートフォンのものである場合で、送信後3か月以内にユーザーが書面による受取証書の発行を請求した場合には、当社は所定の方法により受取証書を発行するものとします。
3. ユーザーは、第1項に基づく承諾を撤回することができます。但し、当該承諾の撤回がなされた場合には、当社は事前に通知することなく必要措置を講じることができるものとします。

第10条（本サービスの利用）

1. ユーザーは、有効にユーザーとして登録されている期間内に限り、本規約の目的の範囲内かつ本規約に違反しない範囲内で、当社所定の方法に従い、本サービスを利用することができます。

2. 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備（必要なアプリケーションのインストールを含みます。）及び維持は、ユーザーの費用と責任において行うものとします。
3. ユーザーは、自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
4. ユーザーは、本規約に違反することにより又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければなりません。

第11条（本サービスにおける取引）

1. 本サービスのうち、暗号資産の現物取引に関する利用条件は以下のとおりです。
 - (1) ユーザーは、当社が定める方法に従って暗号資産の売却の注文及び購入の注文をすることにより、当社又はユーザーとの間で暗号資産の現物取引を行うことができます。
 - (2) 暗号資産を購入及び売却する価格は、ユーザーの指図に従って当社所定の方法により提示される価格と、取引の相手方が提示した価格の合致により決定されます。ユーザーの注文内容により、注文受付後の相場変動等によって、ユーザーの指定した価格と実際の約定価格との間に価格差が発生することがありますが、当該価格差に関し当社は一切の責任を負いません。
 - (3) 前号の規定により価格が決定した時点で、暗号資産の売買に関する契約が成立したものとみなします。ユーザーは、暗号資産の売買が成立した時点からは、売買の注文を撤回又は変更することはできません。
 - (4) 暗号資産の現物取引に関するその他の条件は、当社が別途定める取引ルールによるものとします。
2. 本サービスのうち、暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、暗号資産の現物取引を行うものではなく、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る暗号資産のユーザーへの送信はできません。暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する利用条件は、取引ルールに定めるものとします。
3. 当社は、ボラティリティその他市場の状況に鑑みて、当社の裁量によって、ユーザーに事前に通知することなく、以下の一部又は全ての手段を講じることができるものとします：(i)本サービスの一時停止、(ii)ユーザーからの注文の受付の停止、(iii)既になされた注文のキャンセル、及び、(iv)ユーザーの保持するポジションの強制決済。

第12条（禁止事項）

1. ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- (1) 当社、又は本サービスの他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（これらの侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
- (2) マネー・ローンダリングに関連する行為若しくはこれに類似する行為、犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
- (3) 本サービス内において、アービトラージ取引を行い、又は、本サービス内の異なる通貨ペア間の価格差を利用して利益を得る若しくは得ようとする行為その他これに類似する行為
- (4) 本サービスにおける取引のため又は暗号資産（暗号資産の指数を含みます。以下、本号において同じ。）の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為
 - (ア) ユーザーが直接経験又は認識していない合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること
 - (イ) 他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと。特に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと
 - (ウ) 暴行又は脅迫を用いること
- (5) 暗号資産の価格に人為的な操作を加え、これを変動させることを目的とした次に掲げる取引
 - (ア) 本サービスにおける取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない仮装の取引
 - (イ) 本サービスにおける取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる第三者との通謀取引
 - (ウ) 他人を本サービスにおける取引に誘引する目的で、当該取引が繁盛していると誤解させる目的をもって行われる本サービスにおける現実の取引
 - (エ) 他人を本サービスにおける取引に誘引する目的で、暗号資産の価格が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引
- (6) 第4号に規定する行為及び前号に規定する取引のほか、金融商品取引法第185条の22第1項各号、同法第185条の23第1項、同法第185条の24第1項各号及び同条第2項各号に規定する行為
- (7) 架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義で取引を行う行為
- (8) 情報取得者等自身又は第三者の利益を図ることを目的として暗号資産関係情報を利用した取引に該当する行為
- (9) 当社が利用者情報として取得する情報に関し、虚偽又は故意に誤った情報を申告する行為
- (10) 本サービスを利用して取引を行う目的以外で金銭を預託する行為
- (11) 法令又は当社若しくはユーザーが所属する業界団体の内部規則に違反する行為

- (12) コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む
情報送信をする行為
 - (13) 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - (14) 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為
 - (15) 広告配信等の他のユーザーに対する勧誘行為
 - (16) 暗号資産の二重譲渡に該当する行為又はこれを試みる行為
 - (17) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - (18) 同一人物が複数のユーザー口座を開設し、又は開設しようとする行為
 - (19) 他人（仮設人を含む。）の名義をもってユーザー口座を開設し、又は開設しようとする行為
 - (20) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、本サービスにおけるユーザーが前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量で、ユーザーに事前に通知することなく、当該ユーザーが送信した情報の全部又は一部の削除、当該ユーザーのユーザー口座の削除又は停止等の措置をとることができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づきユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。
 3. 前項の定めによりユーザーのユーザー口座が削除された場合でも、当社は、当該削除の時までにユーザーから受領した書類等を返還する義務を負わないものとします。
 4. 当社は、本サービスにおけるユーザーが本条第1項(3)号に定める行為を行い、又は行ったおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量で、ユーザーに事前に通知することなく、当該ユーザーによる取引の取消し及び原状回復措置を採ることができ、また、当社は、当該ユーザーに対して、当該ユーザーが取引によって得た利益及び当該取引により当社が被った損害を請求できるものとします。

第13条（本サービスの停止等）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、ユーザーに事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) ハッキングその他の方法により当社の資産が盗難された場合
 - (5) 本サービス提供に必要なシステムの異常の場合
 - (6) ユーザー口座の不正利用等の調査を行う場合
 - (7) 暗号資産の流動性が低下した場合
 - (8) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合

2. 当社は、当社の都合により、本サービスの提供を終了することができます。この場合、当社はユーザーに事前に通知するものとします。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置によりユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。停止又は中断した本サービスを再開する際の措置については、第14条で定める他当社の裁量により、対応させていただきます。

第14条（障害時等の対応）

本サービス提供に必要なシステムについて障害等が発生した場合、当社は当該障害等の原因を調査の上、適切に対応いたします。また、当社において適当と認めた場合には、当社は、当社の裁量により、約定の取消、又は、約定価格の訂正その他の必要な措置をとることができるものとします。

第15条（権利帰属）

1. 当社ウェブサイト及び本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に定める登録に基づく本サービスの利用許諾は、当社ウェブサイト又は本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。ユーザーは、いかなる理由によっても当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これらに限定されません。）をしないものとします。
2. 当社ウェブサイト又は本サービスにおいて、ユーザーが投稿その他送信を行った文章、画像、動画その他のデータについては、当社において、無償で自由に利用（複製、複写、改変、第三者への再許諾その他のあらゆる利用を含みます。）することができるものとします。

第16条（登録取消等）

1. 当社は、ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該ユーザーについて本サービスの利用を一時的に停止し、又はユーザーとしての登録を取り消すことができます。この場合であっても、既に行われた取引は有効であり、取消又は撤回はできないものとします。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 当社、他のユーザーその他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的若しくは方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
 - (4) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
 - (5) 金融活動作業部会（Financial Action Task Force）その他の機関が、資金洗浄・テロ資金供与のリスクに関して高リスク又は非協力的な国・地域であると特定した国・地域に居住している場合

- (6) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (7) 自ら振り出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
 - (8) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
 - (9) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (10) 死亡した場合又は家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されている、もしくは開始されることとなった場合、または、家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされ任意後見が開始されている、もしくは開始されることになった場合のいずれかに該当し、本サービスの利用継続が困難であると当社が判断する場合
 - (11) 最終利用日から3ヶ月以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない場合
 - (12) 当社から電子メール又は電話で連絡を取ることができなくなった場合
 - (13) 第3条第4項各号に該当する場合
 - (14) ユーザーが当社若しくは当社従業員に対して、社会通念上不適切な言動を行った場合
 - (15) その他、当社がユーザーとしての登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、ユーザーは、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
 3. 当社は、裁判所、行政機関その他の国の機関等による差押命令その他当該機関等の要請に対応する必要がある場合、ユーザー口座内に保有する資産につき、暗号資産の換価その他必要な措置を実施することができます。
 4. 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。
 5. 当社又はユーザーは、いずれか一方の都合により、本サービスの利用を一時的に停止し、又はユーザーとしての登録を取り消すことができます。ただし、ユーザーによる場合には、当社所定の方法により当社に通知するものとします。
 6. 本条の定めによりユーザーとしての本サービスの利用が一時的に停止され、又はユーザーとしての登録を取り消された場合でも、当社は、当該停止又は取消の時までにユーザーから受領した書類等を返還する義務を負わず、また、当社はユーザーの情報について当社所定の期間保持するものとします。
 7. 当社は、本条に基づくユーザーの登録の取消に際し、ユーザーが保有するポジションが存在する場合には、取消前の任意の時点において、任意に強制的に決済することができるものとします。
 8. 当社は、本条に基づくユーザーの登録の取消に際し、本規約第8条第3項から第5項までの規定に従ってユーザー口座内の金銭及び暗号資産について清算を行います。不足がある場

合には、ユーザーは、当社に対し不足金銭の支払い又は不足暗号資産の送信をしなければなりません。

9. 前項の規定にかかわらず、当社は、本条に基づくユーザーの登録の取消に際し、当社とユーザーとの間の合意により、ただちにユーザー口座を閉鎖することができます。

第17条（免責）

1. 当社は、暗号資産の売買並びに暗号資産の価値、機能、使用先及び用途につき、いかなる保証及びいかなる責任（瑕疵担保責任を含みます。）も負うものではありません。さらに、ユーザーが当社から直接又は間接に本サービス又は他のユーザーに関する情報を得た場合であっても、当社はユーザーに対し本規約において規定されている内容を超えていかなる保証も行うものではありません。
2. 当社は、暗号資産の売買の場を提供するサービスを行うものであって、ユーザーの注文を成立させる義務を負うものではありません。したがって、ユーザーの注文が成立せず、又は成立した売買契約において無効、取消、解除その他契約の成立又は有効性を妨げる事由があった場合でも、当社は、ユーザーに対して、損害を賠償する責任を一切負わないものとします。
3. ユーザーは、本サービスを利用することが、ユーザーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、ユーザーによる本サービスの利用が、ユーザーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
4. 本サービス又は当社ウェブサイトに関連してユーザーと他のユーザー又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、ユーザーの責任において処理及び解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負いません。
5. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、ユーザーのメッセージ又は情報の削除又は消失、ユーザーの登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連してユーザーが被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
6. 当社ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関していかなる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。
7. 当社は、システムの異常その他の理由により取引の安全性を確認できない場合には、本サービスにおける暗号資産に係る約定（第8条第3項に基づくユーザー口座からの金銭の払戻し又は暗号資産の送信を含む。以下、本条において同じ。）を取り消すことができます。その際、当社は、当該取消その他本サービスに関連してユーザーが被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
8. 当社は、暗号資産に対する法律、政令、法令、規則、命令、通達、条例、ガイドラインそ

の他の規制（以下「法令等」といいます。）若しくは関連した消費税を含む税制の将来の制定又は変更によりユーザーに損害が発生した場合であっても、賠償する責任を一切負わないものとします。

9. 当社は、暗号資産に対する法令等又は関連した消費税を含む税制の将来の制定又は変更の効力が過去に遡及した場合に、これによりユーザーに損害が発生した場合であっても、過去に遡って賠償する責任を一切負わないものとします。
10. 当社は、暗号資産自体の価値、安定性及び適法性について、一切保証するものではありません。当社は、ユーザーによる、暗号資産の性質、メカニズム及びマーケット運営等の理解不足から発生するいかなる損害について一切責任を負わないものとします。
11. 当社とユーザーとの間に紛争（法的手続に限られず、事実上のトラブル等も含みます。）が生じた場合には、当社は、当該暗号資産に係る約定を将来に向けて取り消すことにより、損害の額を確定することができるものとします。
12. 当社は、本サービスの利用に関して、ユーザーに生じたあらゆる損害について、当社に故意又は重過失があった場合を除き、本規約の規定に則り、一切の責任を負わないものとします。
13. 前項の規定は、当社とユーザーとの間の利用契約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61号）第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には適用されないものとします。
14. 前項の場合、当社は、当社の過失によってユーザーに生じた損害については、直接かつ通常の損害についてのみ責任を負うものとします。

第18条 （秘密保持）

1. 本規約において「秘密情報」とは、本規約又は本サービスに関連して、ユーザーが、当社より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、当社の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。但し、以下に掲げる情報については、秘密情報から除外するものとします。
 - (1) 当社から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
 - (2) 当社から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
 - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - (5) 当社から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
2. ユーザーは、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面に承諾なしに第三者に当社の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、ユーザーは、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、

速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。

4. ユーザーは、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

第19条（本規約等の変更）

1. 当社は、本サービスの内容の変更、法令の改正、社会情勢の変化その他の事情により、本規約（当社ウェブサイト上で随時掲載する本サービスに関する各規程等を含みます。以下本条において同じ。）を変更する必要がある場合には、民法（明治29年法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）に基づき、本規約を変更することができるものとします。
2. 当社は前項の規定に基づき本規約を変更する場合、本規約を変更する旨、変更後の規約の内容及びその効力発生日を、当社ウェブサイト上への掲載その他の方法により、効力発生日までに周知するものとします。
3. 本条第1項のほか、当社は、本規約を変更する旨、当該変更内容及び当該変更の効力発生日を通知した上、当該変更につき利用者からの同意を取得することにより本規約を変更することができるものとします。

第20条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、お客様から取得した個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、利用者から次項に定める要通知移転取引の依頼（以下「送信依頼」といい、送付依頼を行う利用者を「送信依頼人」といいます。）を受けた場合、当該送信依頼に係る暗号資産の送信の前または送信と同時に、本条第4項に定める送信依頼人情報を受取側暗号資産交換業者（要通知移転取引の相手方となる者（以下「受取人」といいます。）のために暗号資産の送信を受ける暗号資産交換業者をいいます。以下同様とします。）に通知するものとします。利用者は、当社がかかる通知を行うことにつき、予め同意するものとします。
3. 「要通知移転取引」とは、送信依頼人が本サービスを利用して受取人に対して暗号資産を送信する取引であって、受取側暗号資産交換業者が国内の暗号資産交換業者又は外国暗号資産交換業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）（以下「犯罪収益移転防止法」という。）第10条の5第1項に定める外国暗号資産交換業者を指します。）であるものをいいます。
4. 「送信依頼人情報」とは、以下に定める情報をいいます。
 - (1) 送信依頼人の氏名
 - (2) 送信依頼人の住所
 - (3) 送信依頼人の暗号資産アドレス
5. 利用者（個人情報保護法第2条第5項に定める個人情報取扱事業者である利用者）に限りま

す。)は、受取人の氏名、住所及び暗号資産アドレスが当社及び受取側暗号資産交換業者へ通知されることについて、受取人の同意を得た上で、本条第2項に定める送信依頼を行うものとします。

6. 利用者は、本条第2項に定める通知が、FATF の勧告等に基づく国際的要請に応え策定・改定された犯罪収益移転防止法等及び一般社団法人日本暗号資産等取引業協会の自主規制規則により義務付けられるものであり、その目的は、テロリストその他の犯罪者が暗号資産の移転取引のシステムを自由に利用することを防ぎ、かかる利用があった場合に当該利用を追跡可能とする点にあることにつき、予め同意するものとします。

第21条（通知等）

本サービスに関する問い合わせその他ユーザーから当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社からユーザーに対する連絡又は通知は、当社所定の方法で行うものとします。

第22条（権利の譲渡等）

1. ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにユーザーの登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、ユーザーは、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第23条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の他の条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第24条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（協議）

当社及びユーザーは、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

2022年4月1日改訂
2022年10月6日改訂
2023年5月31日改訂
2023年10月18日改訂
2023年12月6日改訂
2024年8月30日改定
2024年10月25日改訂